

環境影響評価法等の改正と環境影響評価条例の改正について

区 分		改正環境影響評価法（平成 23 年 4 月 27 日公布）の改正内容	市（広島市環境影響評価条例）（平成 11 年 3 月 31 日公布）								
			現況	対応(案)							
法対象事業について	1 法改正に伴い条例改正が必要な事項	① 事業実施段階前の手続の新設（H25. 4. 1 施行） 事業実施段階前の計画策定時において、事業者配慮書（事業の位置・規模の異なる複数の案について、既存の資料に基づく環境への影響を予測したもの）の作成等を義務付けるとともに、市長はこの内容について意見を述べるができる規定を新設。 ④ 政令で定める市から事業者への直接の意見提出（H24. 4. 1 施行） 事業の影響が政令で定める市の区域内のみに収まる場合は、当該市の長から直接事業者意見に述べる規定に変更。 ⑤ 報告書（環境保全措置等の結果の報告・公表）手続の新設（H25. 4. 1 施行） 事業者が、工事中に環境調査や環境保全措置を行ったときには、国に報告すること（報告書手続）、及び許認可大臣がこの報告に対して意見をを行う規定を新設。 〔法通知で、条例で定めれば法対象事業について市や県も環境調査結果等の報告を事業者に義務付けること及びそれに対する首長意見の申出を可能とした。〕	④ 方法書及び準備書に対する市長意見を述べる手続（環境影響評価審査会での意見聴取、市長意見の公告等）を規定した（平成 24 年 3 月 27 日付で改正済み）。 ⑤ 〔条例の対象事業については、条例で既に市への報告等を規定している。〕	① 配慮書に対する市長意見を述べる手続（広島市環境影響評価審査会での意見聴取、市長意見の公告等）を条例に新たに規定する。（H25. 4. 1 施行予定） ⑤ 環境調査の結果や環境保全措置について、市への報告の義務付け等を条例に規定する。（H25. 4. 1 施行予定）							
	条例対象事業について	2 法改正を受けて、条例を改正する事項	① 事業実施段階前の手続の新設（H25. 4. 1 施行） ② 方法書段階における説明会の開催及び要約書の作成の義務化（H24. 4. 1 施行） 方法書は、図書の分量が多く、専門的なため、事業者による方法書段階での説明会の開催と方法書の要約書の作成を義務化。 ③ 方法書、準備書及び評価書について電子縦覧の義務化（H24. 4. 1 施行） インターネットの利用等による方法書、準備書及び評価書を電子縦覧を義務化。	① 条例対象事業のうち、市が実施する事業を対象とした要綱を制定（H16 年度） ・全国的に実施事例が少ないため、要綱を運用し実績を積み重ねるとしたが、これまでに実施事例はない。 ② 条例対象事業については、条例に規定はないが、これまで事業者が住民理解を得るため実施している。 ③ 条例対象事業については、事業者から提出された各種書類の電子ファイルを市のホームページ上で公表。	① 現行の要綱を運用しつつ、国の制度の詳細が明らかにされる今年度末以降、本市制度のあり方について再検討する。 ②③ 条例対象事業についても、これらの手続を条例に規定する。（H25. 4. 1 施行予定）						
3 施行令改正に伴う対象事業の追加		⑥ 風力発電所を対象事業に追加（H24. 10. 1 施行） 発電能力が 10, 000kW 以上の風力発電所を法対象事業に追加。	⑥ 条例では、風力発電所を対象事業としていない。 （参考） - 広島県は5, 000kW以上の事業を対象。 - 他市の対象規模 <table><tr><td>1, 500kW以上</td><td>札幌、京都、堺、神戸、福岡</td></tr><tr><td>5, 000kW以上</td><td>北九州</td></tr><tr><td>6, 000kW以上</td><td>新潟</td></tr><tr><td>1ha（1, 500kw規模の風車1～2基）以上</td><td>さいたま市</td></tr></table>	1, 500kW以上	札幌、京都、堺、神戸、福岡	5, 000kW以上	北九州	6, 000kW以上	新潟	1ha（1, 500kw規模の風車1～2基）以上	さいたま市
1, 500kW以上	札幌、京都、堺、神戸、福岡										
5, 000kW以上	北九州										
6, 000kW以上	新潟										
1ha（1, 500kw規模の風車1～2基）以上	さいたま市										